

令和7年度(2025 年度)第1回吹田市高齢者生活支援体制整備協議会(すいたの 年輪ネット)議事録

1 開催日時

令和7年6月9日(月) 午後1時 30 分から午後3時 30 分まで

2 開催場所

吹田市立千里市民センター 大ホール

3 出席委員

(1) 委員

委員長 新崎 国広 委員(ふくしと教育の実践研究所 SOLA 主宰)

清水 泰年 委員(公益社団法人 吹田市シルバー人材センター)

藤井 紀高 委員(株式会社ダスキン ダスキンライフケア吹田ステーション 店長)

矢上 敬子 委員(吹田市ボランティア連絡会 会長)

増田 左知子 委員

(NPO 法人 市民ネットすいた(吹田市立市民公共活動センター指定管理者)理事)

馬場 徳二郎 委員(大阪よどがわ市民生活協同組合)

山根 良寛 委員(吹田市人権啓発推進協議会 副会長)

森 俊弘 委員(一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会 常務理事)

氏平 友子 委員(吹田市民生・児童委員協議会 会計監査)

栗田 智代 委員(社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 副会長)

牧野 政江 委員(吹田市介護保険事業者連絡会 居宅介護支援部会 部会員)

星 久美子 委員(吹田市介護保険事業者連絡会 訪問介護部会 副部会長)

委員長職務代理者 新宅 太郎 委員

(社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 地域福祉課課長・広域型生活支援コーディネーター)

坂上 真依子 委員

(社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 地域福祉課主任・地域型生活支援コーディネーター)

増田 水里 委員(市民委員)

山中 拓也 委員(市民委員)

月野 敬介 委員(吹田市吹一・吹六地域包括支援センター)

(2) 事務局

竹本 和倫 高齢福祉室長

村山 靖子 高齢福祉室参事

三浦 いずみ 高齢福祉室主幹

石田 安喜 高齢福祉室主査

板谷 智史 高齢福祉室係員

小林 智子 高齢福祉室係員

広田 倫久	吹田市社会福祉協議会局長
森本 大介	吹田市社会福祉協議会次長
井手本 治夫	吹田市社会福祉協議会総括参事
北尾 和美	吹田市山田地域包括支援センター

4 欠席委員

なし

5 会議案件

- (1) 吹田市地域ケア会議・すいたの年輪ネット～令和6年度の報告と令和7年度の取組～
- (2) 重層的支援体制整備事業における生活支援体制整備事業について
- (3) すいたの年輪ネットについて
- (4) 生活支援コーディネーター活動報告について
- (5) マンション交流会 2025 について
- (6) 令和6年度グループ協議について
- (7) 令和7年度の取組みについて
- (8) その他

6 議事の経過

〔開会〕

〔傍聴者の報告〕

事務局：

傍聴者は2名です。吹田市高齢者生活支援体制整備協議会の会議の傍聴に関する事務取扱要領には、原則公開としています。入室して頂いてよろしいでしょうか。

委員：

異議なし。

〔資料確認〕

〔新任委員挨拶〕

〔委員長挨拶〕

〔案件(1)：吹田市地域ケア会議・すいたの年輪ネット～令和6年度の報告と令和7年度の取組～〕

事務局：

(資料Iの説明)

委員長：

御意見や御質問はありませんか。それでは次に移ります。

〔案件(2):重層的支援体制整備事業における生活支援体制整備事業について〕

委員長:

(資料2-1、資料2-2の説明)

福祉総務室:

(机上配付資料について、パワーポイント資料を用いて説明)

事務局:

(資料2-3の説明)

資料2-3の P3 図Iにおいて、介護保険法の事業である生活支援体制整備事業につきましても、第 3 号の地域づくり事業に位置付けられています。

今後も地域づくり事業に位置付けられたからといって、取組内容が大きく変わるわけではありませんが、これまでと基本は変わらず、高齢者の自立した生活を支えるための体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくといった点を目的としつつ、重層的支援体制整備事業の趣旨も踏まえた多様な参加者の属性や世代を含めた、居場所等の整備に向けたコーディネートを進めていきたいと思います。

委員長:

私も含めて説明しましたが、なかなか分かりづらい制度かもしれません。行政にとっても試行錯誤の時期だと思いますが、委員の皆さんから御意見や御質問はありませんか。

A 委員:

先ほど説明があったように、生活支援体制整備事業は介護保険法の範疇で、そこから予算も出ていると思いますが、吹田市の場合は重層的支援体制整備事業の中に生活支援体制整備事業が含まれるという位置づけになるのでしょうか。法律上は全く違うものだと思いますが、そのような位置づけを市としてはしているという、認識で良いでしょうか。

事務局:

重層的支援体制整備事業においては、児童や障がいの分野など、各室課の事業もありますが、それぞれ基本は既存の事業の立て付けのままとなっています。ただ、国や府からの補助金においては、重層的支援体制整備事業の補助金が充てられていることから、介護保険法に基づく本事業においても、介護保険特別会計ではなく、一般会計の中でやり繰りすることになっています。なお、このやり方は本市だけではなく、全国的に同じような方法で取組を進めていると認識しています。

委員長:

ここでのポイントは、先ほど事務局から話があったように、高齢者の方が社会の中で繋がりができるために、従来高齢者だけに焦点が当たっていた関わり方を、地域の方々や子供たち、学生という若者達とも繋がりがな

がら、支援が必要な高齢者の方々の見守りを進めていくという点であると考えます。このような点を目指して、すいたの年輪ネットが取り組んでいるという風に理解いただくと良いと思います。

B 委員：

福祉総務室に質問があります。今年度から重層的支援体制整備事業を開始されるにあたって色々な場で説明して下さった際に、他の方が少し心配されていたのは、市の職員の中でも、福祉に普段から関わっている部署の方は、取組内容を非常によく理解されると思うものの、受けとめ隊の所属する 10 部 20 室課の中でも、今までは直接福祉的な分野でなかった部署の職員の方には、この内容がうまく浸透していくのかどうか、といった点はあったと思います。

その中で、4 月からスタートした支援会議の中で、2 件ほど検討があったということですが、受けとめ隊の職員の数自体は、適正なのでしょうか。それとも、今後増員する予定などあるのか、お聞かせください。

福祉総務室：

重層的支援体制整備事業の取組開始にあたり、本市においては検討期間 2 年間の間に、色々な室課とのヒアリングを重ねて、検討を進めてきました。

資料2-3吹田市重層的支援体制整備事業実施計画の巻末資料には、「吹田市重層的支援体制整備事業に資する取組」として、法的に重層的支援体制整備事業に移行しない事業に関しても、重層的支援体制整備事業に資する取組については、庁内の合意形成を図りながら計画に落とし込んでいます。

ただ、計画に落とし込んだからといって、意識が広がるわけではないため、ゆくゆくは受けとめ隊も全庁的に広げていきたいとは思っています。

取組は始まったばかりであるため、少しずつ、庁内の職員の意識の醸成等を進めていこうと思っています。

委員長：

他市の場合も、全室課を関連づけることが理想であるものの、やはり最初は福祉や児童関係の部署から、多機関協働のネットワーク構築を進めています。それ以外では、他の地域貢献活動を組み合わせるなど、その市のニーズに合わせて、重層的支援体制整備事業を進めてきています。そのため、福祉総務室からも話がいったように、市の特性に合わせて広がっていくという形が、効果的ではないかと感じます。

御意見や御質問はありませんか。それでは次に移ります。

〔案件(3)：すいたの年輪ネットについて〕

委員長職務代理者：

(資料3の説明)

委員長：

この資料は、時系列で委員の皆さんが議論されたことが形になっており、次に繋がっていることが一目瞭然になっているため大好きです。この資料のように、重層的支援体制整備事業という制度が始まる前から、吹田市では高齢者の方の社会参加に、子供たちや学生たちが関わってきています。

すいたの年輪ネットの特徴は、今まで2~3のグループに分かれて、顔の見える関係でアイデアを出し合っ

てきたという、まさに協議会機能が発揮されてきたところだと思います。本日は情報量がたくさんあり、グループワークまでは実施できませんが、皆さん気づいたことなどを積極的に発言していただく場にしたいと思います。

御意見や御質問はありませんか。それでは次に移ります。

〔案件(4):生活支援コーディネーター活動報告について〕

委員長職務代理者:

(資料4-1の1、資料4-2の説明)

(資料4-3について、アンケート結果をプロジェクターで投影し説明)

昨年度、市内企業の地域貢献活動アンケート調査を行っています。アンケート調査については前回のすいたの年輪ネットでお伝えしていましたが、今回はその結果の報告になります。

アンケート調査は、高齢福祉室所管の高齢者見守り活動協力事業者を対象に 640 事業者ほど、地域経済振興室所管のメールマガジン登録事業者 1000 事業者ほどに案内して実施しています。アンケートの回答数は 48 件であり、回答者は、介護・医療の分野の関係者が 8 割弱となっています。

問7では、現在の地域貢献活動や、社員のボランティア活動の状況を聞いたところ、「現在取り組んでいる。」が約 6 割で、「現在は取り組んでいないが、今後取り組む予定」と回答したところを合わせると 8 割弱であり、何かしら関心のある事業者が割合としては高くなっています。

問8では、これまで取組んだ(今後取組みたい)地域貢献活動について聞いたところ、一番多いのが、「地域活動・ボランティア活動での協力・支援を行った。(行きたい)」であり、その次に「就業時間内での地域貢献・ボランティア活動の支援を行った。(行きたい)」となっています。

問9では、これまでに取組んだ、今後取組みたい内容について聞いたところ、一般企業等からの回答はそこまで多くありませんでした。そのため、まずはこの辺りの関心を持っていただくというのが今後の課題と感じています。

問 10 は、これまで実施、もしくは実施しようとした地域貢献活動で課題と感ずることについて聞いています。

一番多いのが、「活動する際、どこの地域団体と連携・協働していいかわからない。」であり、次いで「活動する際、どこの地域団体と連携・協働していいかわからない。」「活動したいことは決まっているがどのような手順で取組めばいいかわからない。」といった回答が多くありました。複数回答可の項目ですが、33 件の回答のうち、20 件近くがこういった回答であるため、何かしら関心はあるものの、次どうしたらいいかが行き詰まっている事業者が多いということかと思います。その辺を今後地域型生活支援コーディネーターと一緒に支援することができたらと思っています。

問 11 では、企業、社協、自治会等との連携・協働について、当てはまるものを聞いたところ、一番多いのは、「地域貢献活動に取り組むにあたり、他団体と連携・協働をして実施することは有意義だと思うし、機会があれば取り組みたい。」と言った回答であり、自分たちだけの会社で何かしらやろうというよりは、どこかと一緒になってやりたいと思っている事業者が多いということが分かります。ただ、有意義だとは思っているものの、現状は連携が難しいという団体もあるため、地域型生活支援コーディネーターや地域包括支援センター、CSW と一緒に今後の取組を検討していきたいと思っています。

最後に、今後も取り組む予定が無いと回答した事業者に理由を聞いたところ、「時間的な余裕がないため。」「人的な余裕がないため。」「予算確保が難しいため。」といった意見が多くありました。一方で、「活動

のノウハウや情報が不足している。」と回答している事業者もあり、この点についても、何か生活支援コーディネーターとしてサポートできるのではないかと感じています。

(資料4-4の説明)

C 委員:

(資料4-1の2について、写真を含めたパワーポイント資料を用いて説明)

地域での高齢者生活支援について、令和6年度の報告と今年度始まっている取組について御報告させていただきます。

令和6年度も地域検討会を起点に様々な取組が各地域で行われています。

地域検討会は身近な地域の課題などについて、多様な団体の皆さんと検討する機会を、生活支援コーディネーターがコーディネートする、令和2年2月頃から広がってきている取組になります。多く参加いただいているのは、生活支援コーディネーターや地域包括支援センター、CSWの他、地区福祉委員会などの地域住民や介護保険サービス事業者、最近は大学生の方にも参加をしていただいています。地域によっては、取組内容に応じて、例えば障がい福祉サービス事業者の方や、民間企業と連携する機会も増えてきています。

地域検討会は、高齢者の生活課題の共有や、参画団体がそれぞれ取り組んでいる内容を共有し、参加しているメンバーでできることや、メンバーがやりたいことを、地域の課題に沿う形で進めています。昨年度でいうと、高齢者の外出機会の創出という点や、スマホ講座やスマホ相談会といった取組が一番多かったと思います。

令和6年度は8地区で、計65回の地域検討会を開催しています。検討会の中で話し合われた取組を少し御紹介します。ある地域では、ぶらり散歩と名前をつけて、自分たちの地域の中を、地域の高齢者と一緒に歩き、ゴルフや体操等に取り組む活動が行われており、前回の活動の反省を活かしながら、地域にあったやり方や、意見を踏まえた取組を継続されています。

また介護フェアに取り組んでいる地域もあります。地域検討会に参画いただいている福祉用具貸与事業者の協力のもと、地域の高齢者の方等が介護用品を実際に体験していただくなど、参加者の方々が介護について知り、触れあう機会となっています。

また、企業との連携といった取組で、池田泉州銀行さんの場所をお借りし、介護相談会を開催した地域もあります。銀行のように普段の生活で利用する場所で介護の相談ができるという点がポイントであり、親の介護に関わるような世代をターゲットにできたら、ということもあり開催に至りました。幅広い相談にも乗ることができ、企業と連携して取り組むことができた良い例であったと思います。

多くの地区で取り組まれたスマホ講座では特に大学生の皆さんに活躍していただいています。内容としては、スマホの個別相談会として、参加されている方と学生や地域検討会のメンバーが、一対一で相談に乗るような形で開催しています。中には、スマホの相談から、少し介護の相談に広がることや、自身の相談ごとが出てきたところもあったため、そういう場合は地域包括支援センターに繋げるなど、専門職に繋がる一つのきっかけにもなっていると感じます。

また、ある地域では、地域検討会に参加していただいている大学生の学生の中に留学生の方がおり、その留学生の方が、自分の国の文化や歴史について伝える機会を企画し、地域の高齢者の方に聞いていただくなど、異文化との交流の機会を持たせていただきました。この地域は障がい福祉サービス事業所の職員や

当事者も参加されており、地域の多様な方々と交流する機会となった取組になったと感じます。

続いて、令和 7 年度取組について少し報告させていただきます。

令和 7 年度も、昨年に引き続き地域検討会がスタートしており、5 月末までに、8 地区で合計 10 回ほど地域検討会が開催されています。

各地区で昨年度取組を中心に振り返り、今年度どういう取組を行うかという話し合いを中心に進んでいます。今年度の特徴的な取組としては、地域検討会取組に実際に参加していただいている高齢者の方に入っていただき、参加者側の意見を取り入れながら進めている地域があります。また、昨年度実施した地域以外にも、地域検討会の立ち上げに向けて、いくつかの地区で動き出しているところもあるため、今年度は地域検討会開催地区が少し増えていけたらいいなと思っています。

令和7年度取組として、認知症の啓発を目指したみまもりあいアプリを活用したスタンプラリーについて報告します。

今回は旭通商店街の方から相談があり、商店街の活性化に悩まれている商店街と、高齢化が著しく進んでいる JR 以南地域にて認知症支援を進めることで、地域が安心して暮らせるようになるのではないか、というお互いの思いが合致した中で、このスタンプラリー取組が行われました。5 月に取組を実施しましたが、子供が参加するスタンプラリーを開催することで、保護者世代も参加していただき、保護者世代にも若年層認知症を伝える一つの機会になったとともに、保護者の方もみまもりあいアプリに興味や関心を持ってくださる機会にすることができました。

そのほかにも、吹田市内にあるフィットネスジムが地域での社会貢献について検討したいという話があり、今後地域包括支援センターの方も含めて話し合いを行う予定にしています。また、ソフトバンクの方からも産学連携や大学連携の部分で、何かできないかと御相談をいただきましたので、今年度は企業との連携の部分についても、取り組んでいけたらなと思っています。

これらの取組についても、各地域包括支援センターとCSW、そして生活支援コーディネーターが定期的に意見交換の機会を持っており、そこでの情報共有というのもしっかり行っていけたらと思っています。

委員長：

御意見や御質問はありませんか。それでは次に移ります。

〔案件(5)：マンション交流会 2025 について〕

委員長職務代理者：

(資料5の説明)

委員長：

御意見や御質問はありませんか。それでは次に移ります。

〔案件(6)：令和6年度グループ協議について〕

委員長職務代理者：

(資料6の説明)

今日は資料6を踏まえた検討を行う時間はありませんが、今後具体的にどのような取組を進めていくのか、優先順位を付けながら、次回以降のグループ協議と一緒に考えていきたいと思っています。

委員長：

御意見や御質問はありませんか。それでは次に移ります。

〔案件(7)：令和7年度の取組みについて〕

委員長職務代理者：

(資料7の説明)

ここまで委員長からの話にもありましたが、すいたの年輪ネットでは、社会福祉協議会や市役所が頑張るだけではなく、地域住民の皆さんとともに取り組んでいくことが重要だと感じます。地域住民の中には、事業所の皆様やNPO団体の皆様も含まれております。皆さんと一緒にこの生活支援体制整備を進めていきたいと思えます。

委員長：

御意見や御質問はありませんか。それでは次に移ります。

〔案件(8)：その他〕

事務局：

令和7年度第2回すいたの年輪ネットにつきましては、11月中旬ごろを予定しています。

委員の皆様には、日程が決まり次第お知らせさせていただきます。

委員長：

今回は報告や説明事項が多くなりましたが、これで案件はすべて終わりました。

これにて令和7年度第1回すいたの年輪ネットを閉会します。皆さんどうもありがとうございました。

〔閉会〕